

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 二 十 一 卷 第 四 號

大正十四年十一月一日發行

論 叢

整稅案の一缺點としての負債利子の問題

法學博士 神戸 正雄

八幡船考

文學博士 新村 出

矢内原「アダム・スミスの植民地論」を讀
教授の「アダム・スミスの植民地論」を讀
みて

法學博士 山本美越乃

南京條約の以前治外法權問題に就いて

文學博士 矢野 仁一

フツサールの現象學

文學博士 米田庄太郎

自殺統計論

法學博士 財部 靜治

時 論

勞働組合法案を評す

法學博士 河田 嗣郎

說 苑

リカアドに於ける勞働價值法則の妥當性に就いて

經濟學士 森 耕二 郎

雜 錄

近世の土地分給政策

經濟學博士 本庄榮治 郎

都鄙別による離婚率

經濟學士 岡崎 文規

（禁 轉 載）

自殺統計論 (三・完)

財部 靜治

目次

第三節 自殺統計論の研究目的(續)

五、自殺に關する因果關係の各觀的認識

イ、汎言

ロ、かゝる考察の二面觀

甲、靜觀的諸事情に本づく研究

ハ、各種自殺率に本づく研究

ニ、他の社會大量との比較に本づく研究

(自殺の地方別と犯罪並に酒精消費)

ホ、自然事情との比較に本づく研究

ヘ、社會の一般狀態との比較に本づく研究

乙、動觀的諸事情に本づく研究

ト、汎言

五

イ、「世人多く原因結果を云ふ、而して縁の以て因をして果ならしむるを知らず、粗は因なり、

論叢 自殺統計論

第二十一卷 (第四號一〇二) 五六五

チ、收穫高及穀價と自殺

リ、近時の研究—その一例としての Jaquet の研究

ヌ、結言

第四節 自殺統計材料の收得

一、諸根源

イ、身分登記簿につきての注意

ロ、醫事警察的公文書につきての注意

ハ、警察の記録につきて

ニ、裁判所の記録につきて

ホ、括約

二、諸注意

三、結言

稻は果なり、而して粳は直ちに稻に變するに非ず、光と熱と水と土との媒助を経ざるべからず、因を以て果を獲るとなすは、粳を以て稻なりとし、光熱水土の縁を知らざるなり」とは、大谷光瑞氏が讀賣新聞に連載されし、無題録中その一つに於て說かれし所なるが、(本年八月六日紙参照) 同様な趣旨は、自殺の因果關係研究に就きても之を及ぼし得べし、即ち以上説き來れる所によりても、推して議し得べきが如く、自殺の各事例につき、動機統計により授けらるゝが如き、主觀的判斷及告白を蒐集する以外に、自殺大量につき因果關係の、客觀的一般認識を遂げんことを試み得べし、嘗に自殺につきてのみならず、一般道德統計的研究に於ける因果態につきては、第一次に社會狀態及現象につき、合衆的に作用すべき大量原因を問ふべく、前述の如き統計的に説示さるべき個別人身的原因たり、從ひて又最終決心を起さしむるの動機に過ぎざる、動機統計上の動機は、第二段として之を問ふべし、即ちかゝる動機の背後に他の一般原因あり、所謂動機はこの一般原因によりて、始めて醸されたりとすべきものあり、^{*}而してかゝる一般原因は、自殺に關する統計的大量觀察を本とし、適切なる他の統計的比較材料をも亦取入れつゝ、學問的に立定され得べき、組合せ及假説を編まんとすることによりて之を明かにし得べし、而も亦その際告白されたる個別的動機に執着し、個別動機としての之が考察を斥けつゝ、如何なる程度迄個別的人身的とすべからざる、事由に發するかの認識を、遂げんと試むるに非ず、寧ろ自然的原因たると社

* Cf. v. Mayr, Theoretische Statistik, 2. Aufl. S. 200; Wirminghaus, Art. Selbstmordstatistik im Elsters Wörterbuch, 3. Aufl. II. S. 786.

會的原因たるを問はず、根柢に働くべき合衆的一般原因として、自殺助長及自殺阻止の影響を、及ぼすべきものを尋ねることゝすべし。

さればその研究にありては、自殺統計そのもの、細目査定に努めず、自殺統計の結果を利用しつつ、かゝる一般的基本原因の究明に力め、又取入れたる他の統計的結果との間に於ける、何等かの關係を明かにせんと力むることを問題とす。その程度内に於てその研究は、「道德統計論」の一部たる「自殺統計論」の、特別範圍を超越すべしと雖も、何れにしても自殺の道德統計的研究の序に、この餘分なる研究の試みに考へ及ばし、その特色及その大別を尋ねるを可とす。特に又自殺統計の細目により授けらるゝ成果に準據し、偏頗なる假説を立つるの弊に、陷り易き特殊傾向を、警戒すべしとするの故なきに非るを示すを可とす。

且、先づ合衆的に影響すべき、自殺の基本原因に關する認識を、その目的とすべき研究は、如何に分つべきかにつき考ふるに、靜觀的性質を帶ぶる研究と、動觀的性質を帶ぶる研究とを分ち得べし。

靜觀的基本に立脚せんか、諸假説は第一に自殺大量の特殊分類と、適切なる他の統計大量を、同様に分類せるものとを比較することにより、第二に自殺大量全般及其分類と、自然的又は社會的大量として、地域的又は時間的限定を付しつゝ視取られ、精確に觀察されたるものとを、比

較することによりて立てられ得べし。

動觀的基本に立脚せんか、自殺全般及その諸分類の時間的具體的(史的)經過と、統計的に査定されたる他の動態現象の、相應せる時間的經過とを比較し、由りて比較されたる動態現象につき、窺ひ得べき並行又は逆行關係を本とし、自殺の時間的經過と、比較に取込める他の現象の時間的經過との間に、因果關係の存在又は欠缺を、推測せんとすることにより諸假説を立つ、後の現象の經過が、慢性的に起ると急性的に起るとは之を問はず。

甲

靜觀的諸事情に關する前記の如き研究方針は、個別の問題としては、次の如く分たれ得べし。
ハ、自殺大量の種々なる分類、及自殺率の程度測定のために、比較研究に取入れたる大量の同様なる分類を本とし、自殺の一般基本原因による、支配の模様を窺ひ得べき諸表明に括約すること。

種々の自然的及社會的基本に従ひ、自殺率の程度等級別として示さるゝ個々の敘事は、この方針による研究材料を含むべし、素より今日に至る迄の材料は、尙大部分瑕疵なしとせず。

何人にも因はるゝ所なくして、種々の是等個別結果に對立する者は、特別の自然的及社會的分限(假令は男女、年齢、職業、宗教の別)の大多數が、格別なる自殺の社會的一般的危險を生むべきこ

と、此方面に現はるべき壓迫及切促の氣運と、之に對立すべき抵抗との競合上、その可能なる混合割合區々たるに應じ、基本的支配力を及ぼすべき自殺原因上、種々に分たるべき諸形態を、生すべきことの認識に達せん、その外向道德統計の研究者は、個別の自然的又は社會的特質が、その意義の大部分につきては、決して絶對的たることなく、寧ろ時代及國民により、一樣に又國民中の各群により可變たり、從ひて普通道德統計論的には、相對的意義を有するに過ぎざることを認知せん、從ひて分類豊富なる自殺統計的説示の、複雑なる計數系列を本とし、眞面目にその研究を貫かんとする者よりせんか、社會學者により往々主張さるゝが如く、幾分か一律的な社會の合衆的壓迫 *Kollektivdrang der Gesellschaft* あり、依りて自殺を生むと觀するが如きは斥ぞくべし、寧ろ個別の自然的社會的分限と自殺との、種々なる基本關係を各別に考察することに、重大の重味を付することゝすべし、特に假令は特定宗教への所屬を抜き、或は酒精中毒を抜くが如く、是等分限の何れか一つに、著大なる元素又は決定的元素たる意義を、附與せんとするが如き念慮は斥ぞくべし、現に諸種の動機報告が、永く繼續して人々に加へらるゝ、客觀的壓迫中に求むべき實際的原因とすべきよりも、寧ろ決心への主觀的最終刺戟を、示すこと多きを認めたる Westergaard の如きは、溺酒が實際上虞らくは自殺の眞因たる場合、表に示さるゝよりも遙かに頻繁なる *trunkne*、一般死亡上溺酒によるものは、酒精中毒及酒客譫妄 *Säuferwahnsinn* による死

亡統計に示さるゝ以上に、甚だ多きと異なるなし、溺酒は貧困又は破壊されたる家族關係を惹起し、後者は次いで自殺の動機として、記録さるべしとの意見を述べたり、されどそは意見たる以上何物も存せず、丁抹の一統計上千の自殺男中溺酒によるもの一六四を示すは、既に尠しとすべからずして、その取扱の粗大を疑はしむるものあり、(右の計数は Westgaard の前掲書六四九頁に掲げらるゝ、その以上に溺酒家幾人中、溺酒による自殺幾何と謂ふが如き、固有の自殺率を算定するは難し、此點は後に再説す) 試みに推測により事を斷し得べしとせんか、反對の假定をも亦立てつゝ、多くの自殺者はその心痛の根を絶つゝ、最終方便に訴ふるに先ち、酒精麻酔によりその憂を忘れんと試みたりとなし得べし、^{*}凡て嚴正なる研究に當るべき道德統計論者は、常に前記の如き諸分限の中に示さるゝ、切促、壓迫及抵抗のあらゆる元素が、多種多様な個別の可能形態により、組合はさるゝことに重大の重味をおくべきなり、一般に通用すべき法則を、編まんとすることをも節制すべきなり、その研究上一の社會的常理究明されたりとしても、そは時及處により諸變化を惹起すべき、相對的性質を有するに過ぎず、今日迄の自殺統計論は、本問に關係ある諸常理の種々なる型が、實際上夥しく共存することを、指示する程度迄發達せず、されば上に説く如く輕卒に編まれたる、推測上の偏頗なる諸常理を立つることを警戒すると共に、反問的に計數的考察を開始するが如き方法をとり、個別的に選り又探究せらるゝ、自然的社會的特質が、時及處の相違により、その影響程度

を異にすることを、自殺を生むべき大量に就き、比較秤量せんとするが如き試みは、斷念さるべきなり、寧ろ必要研究材料として、完全又齊一なるもの假りに現存したりとせんか、その實際上複雑なる變化を伴ふべき、萬花鏡的事相を示すべし、假令はこの種の比較研究に適すべき人に勸むべきは、數大國につき統計に問はれたる、自殺者の自然的社會的特質の全部に亘り、その影響の強弱上様々な組合せを示すものを、比較的に總括することなり、素より又かゝる比較は時別的にも之を取擴げ、依りて各因子による影響の相對的強弱上、又夫等諸因子の競合的總影響の總強弱上、時別的に認識さるべき變化を、究めんと覺悟すべきなり、此種の研究たる若し自殺統計が、今日迄に築き上げられたるものに比し、一層完全又齊一なるに至らば、將來の道德統計的研究上、確かに重きをなすに至らん、その際に至らば隨時各種の自然的及社會的要素の競合如何により、その諸力の全部合成の結果如何なる狀況を呈すべきかを、時間的及場所的類別により、計數的に示し得べきこと、ならん、假令は時間的及場所的變化を示すべきことは、今姑らく之を不問に付せんか、高齢級の男子、新教、工業及商業、大都市民等に同時に所屬することは、全體として一般に究極自殺率の、基本原因を大に有力ならしむべく、少年級の女子、加特力教又は正教、農業及地方民等に同時に所屬することは、大に之を微力ならしむべし、將來に於ける自殺統計の理想は、完全又齊一なる調査を本とし、自殺者の自然的及社會的諸特質の、可能的又實際的

に惹起さるゝ一切の組合せに就き、時間的場所的に分化さるべき自殺率の系列を究明し、かくて諸基本條件が様々に組合されて支配するがために、人間界の自殺率に等級別を生ずる所以を、精密なる仕方により指示することゝすべし。

ニ、統計にとりたる他の社會大量を、比較研究に取入ること、特に諸觀察地域の自殺率に對照し、右社會大量により代表さるゝ大小別により、類別を設けること。

自殺者の自然的及社會的諸類別によれる、自殺率そのものゝ分類以上に、及ばさるべき比較の條件は、自殺率と他の自然的及社會的狀態、並に人の諸行動との關係上、道理に訴へ前以て心理的に期待さるべく、又可能なる特殊關聯ありと、考へられ得べきことにあり、之につきても亦統計的結果を比較に取入るゝ際、偏頗を伴ふことなしとせず、又特定の場合には論證上の技巧を弄しつゝ、先入の一意見を立證せんと試むるの、危険なしとせざるは素よりなり。

かく手を廣げたる自殺統計研究の二型として、意義に富めりとすべきは、犯罪及酒精中毒又は國民酒精享樂の多少を取入れたるものにあり。

第一に犯罪に關しては、自殺率の多少とあらゆる種類の非行(普通犯罪率)とが、地方別上恒同的に並行又は逆行關係を示すやを、研究せんとするの試みは、異なる統計行政地域の材料につきては、諸犯罪の限定及組合せ著しく異なるがために、効果を擧ぐるの見込なきは明かなり、唯自

己の生命に對する侵害の地方的普及と、同胞の身體及生命に對する侵害の地方的普及とを、比較することゝなし得べきは謂ふ迄もなし、その外又人或は自殺の頻繁率と、財産に關する犯罪との間に、關係あることを推測せんとしたり、唯地理的分布上之を問へるに非ず、時間的經過上從ひて動觀的考察上之を問へり、Durkheim, *Le suicide*. 1897. p. 369 f. *Rapports du suicide avec les autres phénomènes sociaux*. は此關係に關する諸研究を報告し、特に又自殺と財産に對する犯罪（強盜、放火、詐欺的破産等）とは、反對の動搖を示すとの Lacassagne（一八八一年並に一八八七年）の假説を報告せり、されど Durkheim は此種の關聯を立證せんとする試みが、全く失敗せることを示せり、一層弘く普及せるは、Durkheim が一層詳細に報告せる他の假説なり、即ちそは自殺と謀殺及殺害否一般に人に對する重罪との間に、逆行的一關聯存すとするの假説なり、夙に Guerry もその著書 *Essai sur la statistique morale de la France*, 1833 中、人に對する犯罪が南方の諸縣にありては、北方の諸縣に比し二倍の數を示すも、自殺にありてはその反對なることを指摘せり、自殺及他殺の逆行關係に關する形式的一學説は、その後 Ferri 及 Morelli によりても陳述せられ、而も場所的（地理的）分布上に於ても、時による發展の上にも適用あることを確言せり、人の生命に對する二種侵害の逆行關係を、行爲者の年齢別とせるものをも亦引援せり、然るに Durkheim はあらゆる時及處に通用すと假定することを、非とすべき反對證據を夥しく示し、自殺の諸細別

により示さるゝ質如何も、亦自殺と殺人との關係に關する問題に、本來的に影響すべきことを正當に主張し、特に熱心にその諸細別の解析を考慮したり。

吾人は今自殺數と非行數との對立により、惹起さるゝ右の問題を、簡單に右の如く指示するに止めんと欲す、蓋し刑事統計につき深き考察を遂ぐるに先ち、かゝる一比較の細目に究め及ばすべきに非ずと考ふればなり、されど又その以外に考ふべきは、此問題詳察の用に供すべき、根柢深き統計的基本資料としての、自殺數並に問題となれる特別犯罪の細別地理的分類、今日迄尙全く缺けたりとすべきことなり、今日迄に現存せる統計報告の斷片よりせんか、本問につきても普通通にその例あるが如く、初期率先研究者の通論的主張は、維持され得べきに非ず、限られたる範圍に於ては、特別の特殊條件加はるがために、特に自殺と他殺との間に、注目すべき交互關係あること、依然として立證さるべきも、此點につき特に國民及種族による諸相違、示さるゝことを想はずんば非ず、從ひて此問題に而して詳細なる仔細研究を遂ぐることゝし、特に前記細別地理的詳細分類を問ふことは、依然として望ましきことたり。

自殺數と酒精中毒との關係は、屢々挙げらるゝと共に、一定の度に於ては疑もなく意義あり、溺酒を自殺の個別動機として、問ふべき程度に於ては、既に前に説ける所あり、その以上に實に溺酒のみならず、飲酒と自殺との間に、一般的關係ありと主張することにつきては、統計上之が

眞面目なる査定を遂ぐるを得ず、「飲酒家」とは何ぞやに關し、之を定むるの標準たるべき定義につき、満足なる一致を求め得たりとするも、その飲酒家の確實なる統計は、自殺者につきても全人口につきても、作製し得べきに非ず、特に後者にありては事物の性質上、その望最も尠きがために然りとす、等數の人口間に酒精消費の總量等しきこと示されたりとするも、飲酒家の飲酒量頭割りの分配には、著しき不同あるべきのみならず、火酒、麥酒又は葡萄酒の形によれる、酒精消費の種類に相違あるを以て、前論旨と相去ること遠からざる酒精消費の攻撃、各種酒類の消費攻撃は、右の理由丈けにても、既に不確實の結果を、生むべしとするの外なし、特に大調査地域の總結果を、地方的に比較する場合にありても、亦頭割りの相違を問ふは意義多しとすべし。

醫師としてのみならず用心深き統計家として、特に溺酒と自殺との關係を研究せる Pinzing は、右の事情あるため、酒精飲料消費及自殺數の、萬國比較に關する一小概覽を擧げたる後、(その著書 *Trunksucht und Selbstmord*, 1895. S. 58 中) 虞らくは幾分か先入主的考察たるべき、「爾餘の結論は右の表を本としては、抽出され得べきに非」ることを自か、承認したり、Pinzing が之に附言せる如く、酒精飲料消費の計數は、何處にても絶対に確實視し得べしとなし得ざるは素よりなり、されど氏が露西亞、英蘭及和蘭(!)の自殺數を以て、信賴價值輕微に過ぎず、そは實際に然りとすべきよりも、「何れにしても著しく尠し」と、思惟せるは正當とすべきや疑はし、その外主

として問題となるべき火酒消費(禁酒論者は今日に至りては最早承認せざるべき所なり)は、國內の諸地方假令は北佛と南佛、北獨と南獨、北部伊太利と中部伊太利とにより、著しく相違すべきを以て、「この種の全國的總括」は、相對的價值を有するに過ぎざるべし、従ひて各國につき、その國自體として考察するの要ありとせり(この注意は上に指示せる所に訴へ適切なり)而してかゝる考察の結果及一々之につき下されたる評論を紹介するは、煩雜に亘るを以て、茲には Pinzing の手に成れる表が、事實上一の相對的價值を有するのみなることを承認しつゝ之を抄録することとせん。

國名	火酒消費の年次	一年一人當り消費量(立)			人口百萬に付自殺
		葡萄酒	麥酒	火酒(%)	
丁 排	一八九〇	一	一九二・九	六・二	二五七
瑞 士	一八九一	六一	四〇・〇	三・二	二二〇
佛 蘭 西	一八八三—八七	九四	二二・五	三・八	二一〇
獨 逸	一八九一	六	一〇五・八	四・四	二〇七
澳 洪	一八九二	二二	三二・〇	約 四・三	一六三
白 耳 義	一八八九	三	一七七・五	四・四	一一四
瑞 典	一八八九	一	二七・二	三・二	一〇七
大 不 列 顛	一八八二—八四	二	一三六・二	二・七	七八
諸 威	一八九一	一	三七・五	一・八	六六

和	蘭	一八八八—九二	二	三四・〇	四・五	五二
伊	太	一八八四	九五	〇・九	一・四	四七
芬	蘭	一八八八	—	—	二・一	四一
露	西	一八八六	三	四・六	三・四？	二九？

是等計數につき Pinzing 自身が、「相對的」價值と呼べるその價值は、自殺數と酒精飲料消費との間に、一般的並行の關聯は、實際上存在せりとは想はれずとすべき點に宿さる、本問につきても亦終局的判斷は、詳密なる細別地理的分類を、土臺とすることによりてのみ達せられ得べく、その際酒精消費の方面に於て、小地域別を究むるは、自殺數の地理的細別を究むるに比し、著しく困難なるべし、

ホ、自殺大量を他の自然的一般狀態に則りて分類し、依りて明かにし得べき自殺頻繁程度の相違を示すこと。

へ、一の社會的總括を代表すべき、他の一般狀態（假令ば貧富又は文明の程度）に則りて、自殺大量を類別し、依りてかゝる社會狀態の模様如何により、自殺數が如何に左右せらるゝかの、認識に資すること。

右の二研究方面は茲に擧げらるゝの要あるも、その結果につきては深く討究され得べきに非

す、蓋し自然たる社會たるを問はず、之が一般印象につき、自殺數に及ぼす意義を認識せんとする程度に於ては、精微なる統計的考察法の範圍を、脱すべきを以てなり。

第一に自然現象中氣候の自殺率に及ぼす影響は、存在するに似たるも、計數の上に確然たる影響程度を印せしむることなし、就中濕度は自殺率に一影響を及ぼすべしとせられ、濕氣あり雲深き日には、快晴の日に於けるより、自殺多しと主張されしも、それは満足に實證さるゝことなかりき、^{*}特に自然の經過による影響を明かにするためには、季節による自殺率の經過を示せば足れり、かゝる時別研究を更に細かにして週日別に及ぼさんか、自然の影響よりも、寧ろ社會的影響を明かにすべきことゝならん、歐洲の事實によると、(普蘭四にては一九〇七及八年始めて調査す)大多數の自殺は月、火曜に行はれ、土曜日に最も尠し、土曜日の率が何故に尠きかは、察するに難からず、それは普通の支拂日なればなり、金の大部分は多くの場合に、土曜の夜及日曜の散財に費やさる、月曜に至れば懷中は空しく、^カアタマは新しき遊蕩により荒れり、かくてその囚たる者はその週の仕事にとりかゝる勇氣を缺く。^オ他の一自然事實として人の營養方法を擧ぐべからん、それは既に前に述べたる酒料飲料の享樂が、それ自體としては營養と異り、自然必至となすべからずとして、之を除きたるものとして然り、こは素より諸社會事情と大關係ありとすべき所なり、國民の自殺がその營養方法と關係あるや、關係ありとせば如何に然るかにつき、吾人は何れにしても

* Cf. Bailey, Modern Social Conditions. 1906 p. 310.

** Cf. Bailey, op. cit. ; Zach, Die Statistik. 1913 S. 194.

統計的に通告せらるゝ所なし、唯斷片的には特殊の病理的觀察により、その關係を明かにし得べきことあり、假令は伊太利に於ける（腐敗米による營養により、先づ Pellagra（一の熱帶風土病）に罹らしめ、次いで自殺を生むが如きは然り。要するに土地及氣候による決定的影響に關する一般認識を、何れにしても統計を土臺として明かにせんことは困難なり、一の一般判斷として至當とすべく想はるゝ所によれば、國民がその生命を託せる一般自然狀態により、自殺に及ばず影響輕微とすべきに似たり。

諸社會狀態につきその諸一般總括を、認識し分類するは、何れにしても統計家の職分たらず、部分的總括假令は國民の福祉、職業、教化につきては、自殺率の個別解析上自から問はるべき所なり、此外尙問題となるべきは、諸開化國民につき裕に文明の程度と呼び得べき、社會狀態の最終總括なり、素よりそれは普通概念にして、統計家として之を捕捉するは難し、從ひて統計家は寧ろ諸部分總括の考察に甘んじ、最後に夫等を綜合して、「文明」の程度と呼び得べきものを顯はならしめんとす、就中教育と自殺との關係は、起され易き問題なり、その間に一關係存するは明かなり、教育の標準最も高く、文盲者の割合最も尠き諸國は、自殺の最高率を示すに似たり、殊に教育一方に偏して、唯物主義否金錢偏重主義を助長する程度に於ては、自殺をも助長すべきに似たり、現に前出 Masaryk はその著書當時に於ける、歐洲狀況の病理的兆候としての自殺の主要

原因を、宗教感念の衰替に歸せり、他の諸事情に變化なき限り、唯物主義拜金主義の横行、超自然的なる諸事物につきての不信、その結果此世の不自由及苦痛が、來世永遠の幸福により償はるべしとの信念を喪へることは、人々をして生存に疲れしめ、又その避け難き運命が、數年内に來るべしと豫想することとなり勝ちならしむることは、推測し易き所にして、統計は又その推測を支持するに似たり、而も亦之と同時に記憶すべきは、第一に既定宗教の諸信條に、斷然不賛成なりし John Tyndall 及 Darwin の如き大科學者が、生存し生涯の仕事としてのその分を盡すことを、一の義務一の快樂視したることなり、第二に教育は文明の程度を測るの一規矩に過ぎず、文明最も高き處住民は最も密集せり、社會分化の程度愈々高くして、生存のあらゆる機械仕組は、大なる速度にて進轉す、文明の程度高きに從ひて、住民が餘儀なく強ひらるゝ緊張は愈々甚大なる、この引續ける焦燥の一結果として、神經は衰弱し又過敏となり、その結果自殺は頻繁なり、氣晴しとなるべきものゝ中にも、同じ焦燥を伴ふに至れるは鮮明なり、此熱病的焦燥は都ては一層劇しきを以て、都の自殺率も一般に高し、且又都市人口は田舎の人口に比し、近代に至り増加の勢著しく大なりしを以て、全人口内に於ける自殺率増進も、一はその事由をこゝに發す。^{*} 兎に角諸部分大量の態様を本とし、計數的結論を下し得べき程度に於ては、文明の程度を高めるに從ひその一暗黒面、輓近生活の苛酷なる一仕組として、一層高き自殺率を伴ふべしとする

* Cf. The Encyclopedia Amer. op. cit.; Bailey, op. cit.; Wirringhaus, op. cit.

の信念は、從來の諸研究により一樣に立定さるゝ所なり、經驗により示さるゝ右の事實は、一見奇説に似たるが如きも、そは自殺増進が一層鮮明深刻となれる社會分化の結果たるに、その分化は文明増進の符牒たるの事實により釋明さるべき所なり、社會狀態複雜化の結果現象として、斷片的に鄙陋の關係、職業別及教化程度の關係上窺はるゝ相違は、吾人により文明の程度別とせらるゝ、社會的諸徴候の複合につきても亦窺ひ得べき所なり、文明の發達幼稚なる所にありては、重き力ある自己保全の普通衝動に照し、死を急ぐの希望は稀に起さるべく、そは弱くして無力を續くべきも、文明増進して國民の分化過程を強め、生存競争の劇甚、功名心の熾烈を増すと共に、特にその過程により構成さるべく、生存の安定性輕微なるべき諸群にありては、その希望濃厚化せられ、益々多く事實となりて現はる、物質的及非物質的方面に於ける、生存享樂増進の光明面に對し、斷片的に益々著しき程度に於て、生存の敵たる不満爆發するの暗黒面は、無慈悲にも繼起すべきこと、宿命的必至たるに似たり。

乙

ト、動觀的諸事情に本づく諸研究の何たるかを考ふるに、そは自殺率の具體的時間的經過と、それに相應せる他の自然的特に社會的現象の經過との間に於ける、何等かの蓋然關係を明かにせんとするの試みに關す、此種の悉皆研究を遂ぐるの材料、詳言すれば自殺の絕對數及相對數の、永

年に亘る長系列、之に同時に出来るだけあらゆる觀察地域に亘る、相當の地方的その他の諸類別を伴ふものは、今尙不備なり、その外尙附言すべきは、特殊の急性的影響(假令は恐慌の襲來)研究の目的よりせんか、自殺の時別につき、曆年別とせるもの以上に、少くとも月別材料を備はらしむるを、可とすべきことなり。

此種のあらゆる研究にありては、自殺の波狀的動搖に相應すべき、他の自然的及社會的事變の、動態現象を對立せしむることに關す、精神的動態現象を統計々數の表に寫しとるは、物質的狀態及現象の動搖に於けるよりも、困難なるを以て、從來に於ける個別の研究は、通常甚だ限られたる觀察材料を土臺とし、特に自殺の移動と、國民又はその大部分の經濟事情の特殊兆候の移動とを比較し、殊に又特別の階級民に於ける、かゝる事情急變(恐慌現象)の兆候との比較に當れり、經濟事情及その變動の統計的兆候何たるかにつき、經濟統計論的精研に就く的機會を得るに先ち、かゝる研究手續の細目に入るを得ずと考ふるを以て、茲には自殺統計論の狭き範圍以外に亘れる、此動態現象組合せを、簡單に指示するに止めんと欲す。

す、従前にありては世界經濟的關係及事變は、個別國民經濟に於ける事情及事變に、微弱の影響を及ぼすのみなりしより、犯罪並に自殺の動態現象と、收穫高及穀價とを比較するも、不當とせざりき、此種研究の試みとして、可なり廣き基礎の上に仕組まれたるものは、假令は特に一八四

六乃至四七及一八五四乃至五六年度の、二物價上騰期を問へる、A. Wagner により授けらる、之に
つゝ Wagner は「物質的窮乏が、自殺を一層頻繁に行はしむ」との見地より出發せるも、それは現
時に於ける研究の立脚點よりせば、最早支持されざる所なり、而も亦氏が擧げたる萬國統計比較
よりせんか、「自殺率が人により期待され勝ちなるが如く、穀價及天候事情に反應すること、一
般的又有力にして又齊一なること」は、その表中に現はれざることを、即時に承認すべき筈なり
と、Wagner は引續きて説けり、場合によりては何等の影響を窺はしめず、物價低廉の歲に騰貴
の歲同様、高き計數を示せばなり、されど大多數の場合には物價騰貴によりその數を高め、之に
續ける低廉の諸年次には、騰貴の歲に比し減少を示すも、之を從前の低廉期に比すれば、常に著
しき増加を示すと、この所説たる Wappäus が佛蘭西の自殺に關し、「物質的窮乏により惹起さ
る、増加の常例に於ける諸動搖は、此増加そのものに比すれば、殆んど全くものゝ數ならず」と
説ける、一命題を確證し又その命題に通論化するの用に供せられたり、之につき注意すべきは、
此命題たる急性的騰貴現象（この騰貴の緣由は全く問はず）後に於ける、自殺率の高標準持續に關する程
度に於ては、一層嶄新なる自殺材料檢討の結果によりても、亦層々實證されたる所なり。此點に
關し Mayr が一八八七年の著書 *Die Gesetzmässigkeit im Gesellschaftsleben* 中、當時の國民經濟事
情に適中せし、穀價及犯罪間の移動關係を指摘せるは著名なるが、その後 Morselli はその著書中

之を引用し、若し氏が氏の圖表内に、自殺の線を挿入したりしならんには、犯罪移動の線と同様なる成行を示せるならんと附言せるも、素より仔細に亘り立證せる所なし。

リ、近時學問上の信念として、假令ば Durkheim の社會學觀をも亦土臺としつゝ、世に重きなすものによるに、種々の形態によれる恒常的物的狀況は、此狀況に於ける臨機の急性動搖の如く、自殺數に影響せずとす、之と共に近時に於ける研究の興味は、同種の古き個別の所感、假令ば Wagner によりても亦授けらるゝものを踏襲し、時に經濟恐慌により自殺に及ばず影響を、立定することに向けらる、恐慌により特に惱まされし階級民に、かゝる影響及ばさるゝことの臨機目撃は、臨機の日常經驗上著明なるが、個別の事例としては屢々誇張され易き、かゝる急事件の精確なる測定を授け得べきは、統計に限らる。

茲に問はるべき研究のためには、特に恐慌の兆候として統計にとらるべきものを、定むるを要す、此問題の系統論的取扱は、經濟統計論中に發見し得べく、否發見するの要ある所なり、從ひて茲には自殺統計の學問的利用概説の終りに臨み、此種の研究を試みたるものゝ一型として、白耳義の材料に本づく C. Jaquart, Le suicide, 1908 の新研究を指示せん、氏は諸期間の個別年次につき、自殺、銑鐵產出、及破產の計數を比較したり、（惜むべくも凡て絕對數によれり）その間氏は Lescure と共に、銑鐵產出を經濟界の欺かるる消長計 le baromètre infallible de nos sociétés éco-

nomiqueの視したり、蓋し銑鐵の消費は、工業發展の強弱と直接關係あり、一般鑛業に比し一層甚しく、經濟事情の動搖に左右せらるるればなり、氏がその研究上一般的に發見せる所によれば、自殺曲線の峰は、右の方法により特色づけらるゝ、工業及商業恐慌の年次に相當せり、即ち銑鐵の生産隆興の諸年次は、(何れも隆昌及沈衰の數ヶ年を、結合せる四期間として認識し得べきもの、即ち一八六八乃至七五、一八七六乃至八六、一八八六乃至九五、及一八九六乃至一九〇二年)自殺の沈衰を示せり、而して破産曲線の峰はJaquartによれば、終結に近づける商業恐慌の清算期として、自殺數の一時的上昇に相當す、素より之につきてはJaquartが注意を促せる以外の事實も示さるべし、又六十年代の中比以來始まれる自殺上昇の趨勢あるも、そは單純に絶對數により編まれたる曲線によりては、明確に窺ひ兼ねべき所にして、又之に照せば恐慌現象は比較的に益々平穩なる、動搖を生ぜりとするべきものあり。

又、諸階級民の社會事情特に經濟事情の兆候として、認識され得べき諸事變の、並行又は逆行關係に關し、廣き基本の上に打立てられたる研究が、國民の社會事情の時間的發展と、自殺率の變遷との間に於ける、普通關聯につき一層深き洞察を、遂げしめんことは望ましきことなり、而してかゝる研究は、國民の諸階級(比較に引ける特別社會事變により、直接に影響さるゝもの、影響さるゝも間接に過ぎざるもの、明かに全く影響されざるもの)別に、自殺を分類しつゝ、比較を遂ぐるの域に達せる際、學問上の

意義を收むるに至らん。

第四節 自殺統計材料の收得

一

自殺報告の根源は一樣ならず、特に異なる四可能は之につき考へられ得べく、一特定調査地域の具體的自殺統計にありては、その一つだけ備はることあり、或は數者並存することあり、即ち直接間接に自殺統計の原材料を授くべき、自殺の記録として考察され得べきは、(イ)身分登記所の死亡簿への記入に由來せる記録、(ロ)醫事警察的特別公文書に於ける、自殺てふ死因の記録、(ハ)警察によれる記録、(ニ)裁判所によれる記録なり。

イ、身分登記簿につき注意すべきは、その帳簿への記入が死因の報告を含むや、又は之を缺くやにより、その事態を異にすべきことなり、后の場合には假令ば獨逸に於けるが如く、身分登記吏員が死亡の届出を利用し、依りて身分登記簿のために必要な報告以外に、尙統計の特殊目的のため、(當該原材料特に死亡につき、調製すべき統計々票に記入するために)死因を問ふことを(假令ば善に於けるが如く條件としてのみ、死亡につきその身分登記吏員により、集められたる材料を本とし、自殺統計を抜き集め得べし。

ロ、醫事警察的公文書につきては、茲に問はるべき主材料が、死亡の身分登記的一般記録のみならず、特に死因にも顧慮すべき、検屍官又は主治醫の認定に基づく、普通醫事警察的記録行はる（假令ば巴威里に於けるが如く死體檢案書、死亡證明書又は診斷書）との條件の下に、統計の用に供せらるゝことなり、一例によるに巴威里にては普國自殺統計が、引續き説くべきが如く、計票法によるに反し、表式調査法を土臺とす、即ち官廳より任命されたる醫師 *Bezirkärzte* は、その所屬行政區劃内に起れる普通民の自殺につき、各曆年内の特別統計表を作製し、そは規則正しく *Generalbericht der Sanitätsverwaltung in Bayern* に發表せらるゝ、之が基礎材料の用をなすものは、特に官醫の手許に届けらるゝ死亡證明書の全材料なり、そは巴威里に於てその他の人口動態統計と引離し、官醫により作製せらるゝ、死因統計の技術的實務と關聯す、死因が専門家（醫師）により吟味せられ、併せて統計に錄せらるゝはその特別長所なり、普國その他の獨逸數支分國に於けるが如く、死體檢視が俗人に委ねらるゝ所にては、査定を誤るの危險あるや甚だ明かなり、届出を聞取るべき身分登記吏員は、届出をなすべき親屬又はその他の人々の報告を、吟味するに必要な知識を有せず、然らずとするも亦多くは之を遂ぐるの機會を有せず、之に反し巴威里の大多數地方に於けるが如く、死體檢視が醫師に委ねられ、かくて査定の精確が著しく保證せらるゝ所にありては、死因統計を自殺統計の基本として、利用するを可とす、此種の刷新は獨逸に於て近年死因統

計と、人口の自然的移動調査との結合も亦問題とせられつゝありとの、理由に訴ふる丈けにても之を可とすべし、而して此目的のためには身分登記吏員の手にて、記入すべき死亡票中に、現に數支分國にて行はるゝ如く、死因に關する問を挿入し、自殺統計の要求(行爲の詳細なる事情報告により)に對し、相當の斟酌を加ふるが如き仕方により、發問を仕組むことにて足れりとせん、その外自殺票には假令は一色横線を引くことにより、外觀上の符牒を付するを可とせん、之がため一の特別計上を遂ぐる場合、整理技術を大に容易ならしめん^ハは、Wadler の論する所なり。^{*}その外又便宜上(瑞士に於けるが如く)右第一及第二方法の組合せも行はれ得べし、即ち身分登記吏員がその手により他の諸事項記入済となれる計票を、係りの醫員に送り、次いで醫員はその計票中死者の姓名を含める部分を切り取り、死因記入(此場合慎重に又醫員の信賴義務に負かすて行はるべき)の後中央統計機關に送致することによりて然り、自殺の動機に關する醫士の記入は、死體檢視のみならず、之が剖檢行はるゝ場合に、甚だ有用に遂げられ得べし、自殺者の死體剖檢を義務的とせる、身分登記規定も斷片的には存す、(本誌本卷三〇頁參照)醫士の方面より唱へらるゝが如く、全自殺者の死體義務剖檢制定せられんことは、自殺統計大刷新のため大に望むべきも、素より他の一面には之がため眞の自殺を、陰蔽せんとするの試みを、一層増長することあるべし。

ハ、警察の行政記録より拔取るべき、合計的なる單純拔萃以外に、特に地方警察署が自殺に關す

* Cf. Wadler, op. cit., SS. 664, 665.

る記録を、特に洩れなく集成することを、警察の普通目的のためにするのみならず、自殺統計の作製に鑑み、之を以て特にその義務とし、而もその處理に委ねらるゝ報告を、統計技術の特別必要に應じて、脩補するの義務ある機關とせらるゝの例あるを問ふべし、假令は一八六八年十月一日以來、普國自殺統計につきては基本材料蒐集に關する規定制定せられ、各都市及田舎の自治體に於ける警察署は、自殺につき一五事項を掲ぐる計票に、その管轄區域内に死體發見されし後出來る丈け速かに、特別記入を遂ぐべきものとし、記入済の計票は郡役所により集められ、そは次いで政府の媒介により、普國統計局に送らる。^{*}

ニ、今尙自殺未遂を罰する國（英、西等）にありては、檢事のみならず一定の場合には裁判所も、亦この非行に關係すべし、されど又自殺着手を無罪とする所にありても、遂行されたる自殺に付自殺が否かの疑ある場合又は一般に、裁判所特に檢事の行動開始への一般事由を授け得べし、假令は佛蘭西及西班牙に於けるが如く、この事例ある所にては、普通自殺統計は此種の報告を土臺としても編まれ得べし、即ち佛國に於ける自殺統計は、形式的には刑事統計の成分をなし、そは年々 *Compte général de l'administration de la justice criminelle* 中に發表さるゝ、その中には檢事の知見に入れる一切の自殺記録せられ、之が法律上の取扱を窺ふに、一面公然又は推測上の非業死ある際、警察署が一醫師招致の上、一調書を作製せざる以前に、埋葬することを許さず、他面一

* Cf. Wadler, op. cit., S. 663.

切の不法行爲を審理及訴追するは、検事の任務なり、従ひて前記の調査は、検事へ送致せられ、検事は更に一審理を遂ぐ、かくて統計材料は集めらる。^{*}

ホ、前記の諸方法は個別に又は併せて採用され得べし、後の場合にはその一方法を基本的として利用し、他の方法によりて得られたる諸相違は、疑はしき事例につきての追加的査定に、出来るだけ利用され得べし、假令は普漏西にてはかゝる方法行はる、即ち警察の計票と、身分登記所計票との一比較は遂げられ、自殺者の總數につきてのみならず、その諸類別の構成につき、惹起さるべき不一致を除かんとす、されど又各方法は他の方法と無關係に行はれ得べく、その際には素より自殺數に變數あるの、餘り悦ばしからざる結果を生ずるも、そは幸にも相互の間餘りに大なる相違を示さざるを例とす。

既に前世紀八十年代に於て、米國 New England 州にて自殺の特別統計作製を、委託されたる委員の計數と、普通身分登記吏員の計數との間、變數を生ぜし際右の通りなりき、伯林にても同市自體により調査されたる自殺數と、普國統計局により伯林のために確かめられたる、自殺數との間も同様なりき、最後に尙瑞典にては三變數あることを擧ぐべからん。(死亡簿、裁判所の文書、剖検記録を土臺とす)

疑が全く解かるゝに至らざるも、自殺ありとの力強き推測を、依然として挿むべき諸事例につきては、假令ば普國にその例ありとして前に説けるが如く、數に取入れたる事例中依然疑はしとすべきものを、明白にかゝる事例として指示することにより、統計表章を慎重にすべしとの要求を斟酌すべきなり。

自殺統計の學問的處理の用に供せらるべき、材料の最終形態のためよりするも、本源記録中に取入るべき報告事項の範圍は、又大なる意義あり、發問の細目に亘り茲に詳説することを差控ゆるも、一事のみは簡單に指摘さるべし、即ちその中には死亡の記録に含まるゝが如き、諸本源報告事項存すべきのみならず、自殺につき特別の意義を有すべき、報告事項も亦含まるべきことは之なり、かゝる特別尋問事項として、假令ば男女、年齢、配偶關係、職業、信教、住所、作爲の手段、行爲の特別事情、自殺の動機、日時（時刻をも問ふ）等一五事項を含める普國計票が、更にその細別として附載せる所によるに、配偶關係の補足問題として、貧困なる親族あり、自殺者は無配偶者として、之が扶養者たる關係あるやの附帶問題を付し、その他の場合には養はれざる子供あるやの問題を付すること、學生にありては最後に通學せる學校の申告、共同自殺たらざるか、財産事情（尙營利無能力たるか、幾何の資銀又は俸給を受けつゝあるか、地主及家持なるか、全然無資産たるか）自殺に疑なしとすべきか、或は變死の可能又は他人による不注意又は故意の殺害たる疑存せざるや等を問

ふ、同國自殺調査が恰もその點に於て諸國に率先せるを以て名ある、獨逸の刑事統計同様個別計票を使用し、集中整理の方法を採用するは特記すべき所なり、此仕組の長所は特定諸特徴の査定により、その中に幾分か自殺行爲の一小史視すべきものを含む點にあり、かくて整理に當れる統計家は必要に應じ、自己の欲する項目を援取り得べく、從ひて又總括に當り重要ならずと考ふるものは、凡て之を棄て得べく、その研究目的に最も適すべき、整理製表を遂げ得べし、特に各種の組合せ、取分け自殺統計の結果と、その他の人口事情との關係上、必要と想はるゝ組合せを、遙かに容易に遂げ得べし、蓋し此種の仕事を視取り機關に併せ委ぬることは、負擔過重を意味すべければなり。^{*}

最後に全自殺統計材料の最終形態につきては、原材料整理の方法、特に視取れる一切の元素に、出来るだけ立入りたる組合せを施すこと、最大の意義あり、之につきては尙改良すべきもの多し、*Wadler*の主張によるに、進みて遂げらるべき改良の條件は、一面整理を中央統計機關に集中するにあり、他面自殺統計を死因統計の總範圍より引抜き、何れにか意義ありとすべき一切の組合せを、遂行すべき特別の行政統計部類となすにありとせり。

三

本邦統計局の死因統計によるに、自殺は他の死因同様原則として、戸籍簿、戸籍法による死亡

* Cf. Wadler, op. cit., S. 622.

届書、醫師の死亡診断書又は死體檢案書、警察官の檢視調書に本づく、死亡票を原材料とし、集中整理の方法により調査されつゝあり、(人口動態調査令施行細則第六條、人口動態調査票作成第十六參照) 風に嶄新なる整理方法を採用しつゝあるは多とすべく、現に又他の死因に於けると同様、男女別、年齢別、(原則として五歲級別) 月別、職業別を付し、別に又人口十萬以上の市の材料を、別表として表章しつゝあり、その程度内に於ても警察署の表式調査分散整理に本づく、内務省の自殺統計に勝れりとするべきものもあり、特に后者の年齢別が、原則として一層粗大なる十歲級別を採用し、都鄙別表章を缺けるに比し、此感なくんば非ず、されど又統計局の調査には、元來關係者の届出を本とするがために、脱漏一層多かるべしと推測さるゝのみならず、事實の正誤は全く施さるゝ所なし、兎に角内務省の自殺統計は、統計局の分に比し常に一層多數の自殺を、示しつゝあるは現在の事實なり、加之内務省の現存調査によるも、尙自殺者の配偶關係、自殺の動機別は、報告されつゝあり、されば一步を進めて、警察署の材料にも個別計票法を採用することゝし、集中整理法の下一層詳細なる、特別自殺統計の作製を期することゝし、尠くとも兩種材料の交互補整を期するは、當面の問題となし得べきを想はすんば非ず、夫れ行政統計の整理統一とは、常に目新らしき新調査を施し、俗衆の耳目を一時的に聳動することに限らず、現存統計上不條理不統一と謂は言ひ得べきものに、斧鉞を加ふるの謂ひなり、吾人は敢て當局者の一考を煩はさすんば非ず、特に死因分類新らしく改正せられ、内務省自殺者所爲別統計の如き、その分類方及その名目を改むべき、(大正十二年日本帝國死因統計卷末參照) 運命に臨めるに於ておや。(完)